

○大東文化大学大学院学則

昭和39年4月1日制定

改正	昭和41年4月1日	昭和42年4月1日
	昭和47年4月1日	昭和50年4月1日
	昭和51年4月1日	昭和52年4月1日
	昭和53年4月1日	昭和54年4月1日
	昭和56年4月1日	昭和57年3月31日
	昭和57年12月24日	昭和58年10月27日
	昭和60年2月25日	昭和61年1月22日
	昭和61年6月25日	昭和61年12月17日
	昭和62年11月25日	昭和63年10月26日
	平成元年3月8日	平成元年3月29日
	平成2年3月26日	平成2年3月30日
	平成2年7月25日	平成2年12月19日
	平成3年3月20日	平成3年3月27日
	平成3年10月30日	平成3年11月27日
	平成3年12月25日	平成4年1月29日
	平成4年3月24日	平成5年3月17日
	平成5年3月19日	平成5年10月27日
	平成5年11月24日	平成6年3月9日
	平成6年3月16日	平成6年10月26日
	平成6年11月30日	平成6年12月21日
	平成7年3月16日	平成7年3月29日
	平成7年7月19日	平成7年11月29日
	平成7年12月20日	平成7年12月22日
	平成8年2月28日	平成8年11月27日
	平成8年12月18日	平成9年3月26日
	平成9年7月9日	平成9年7月30日
	平成9年11月26日	平成10年4月22日
	平成10年7月29日	平成10年12月22日
	平成11年1月27日	平成11年3月17日
	平成11年3月19日	平成11年6月23日
	平成11年7月21日	平成11年12月22日

平成12年 3 月21日	平成12年 9 月27日
平成12年12月20日	平成12年12月21日
平成13年 2 月28日	平成13年 6 月28日
平成13年11月28日	平成13年12月19日
平成14年 9 月25日	平成14年10月30日
平成14年12月19日	平成15年 2 月26日
平成15年 3 月 5 日	平成15年 7 月30日
平成15年11月27日	平成15年12月17日
平成16年 5 月26日	平成16年 7 月28日
平成16年 9 月30日	平成16年11月24日
平成16年12月22日	平成17年 2 月23日
平成17年 6 月29日	平成17年 7 月27日
平成17年10月26日	平成18年 3 月23日
平成18年 5 月24日	平成18年 7 月 5 日
平成18年 9 月 2 日	平成18年11月29日
平成18年11月30日	平成19年 1 月31日
平成19年 2 月28日	平成19年 5 月23日
平成19年 7 月25日	平成19年12月 3 日
平成19年12月25日	平成20年 1 月30日
平成20年 4 月30日	平成20年 7 月30日
平成20年10月31日	平成20年11月26日
平成20年12月24日	平成21年 5 月20日
平成21年 7 月29日	平成21年 9 月30日
平成21年11月25日	平成21年12月16日
平成22年 2 月24日	平成22年 9 月29日
平成22年11月24日	平成22年12月16日
平成23年 1 月26日	平成23年 3 月23日
平成23年 9 月28日	平成23年11月30日
平成24年 7 月 4 日	平成24年 7 月25日
平成25年 2 月27日	平成25年 4 月24日
平成25年11月27日	平成25年12月18日
平成26年 1 月29日	平成26年 7 月30日
平成26年12月17日	平成27年 1 月28日

平成27年 2月25日	平成27年 3月18日
平成27年 7月 8日	平成27年 9月30日
平成28年 2月24日	平成28年 3月24日
平成28年 6月29日	平成28年 9月28日
平成28年10月26日	平成29年 3月23日
平成29年 5月24日	平成29年 7月26日
平成29年11月29日	平成30年 1月31日
平成30年 2月28日	平成30年 7月 4日
平成30年12月19日	平成31年 3月19日
令和 2年 3月18日	令和 2年 5月27日
令和 3年 3月17日	令和 3年 5月26日
令和 3年12月22日	令和 4年 3月16日
令和 5年 7月26日	令和 5年11月22日
令和 5年12月20日	令和 6年 3月21日
令和 6年 5月29日	令和 6年 7月 3日
令和 7年 7月 2日	令和 7年 7月30日

大東文化大学学則第3条の大学院に関する学則は、これを次のとおり定める。

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究・教授し、その深奥を究めて、文化の創造・発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

(第三者評価)

第1条の2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況等について自ら点検及び評価を行い、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価を受けるものとする。

2 前項の点検及び評価並びに認証評価に関する事項は、別に定める。

(課程)

第2条 本大学院に修士課程、博士課程を置く。

2 修士課程においては、広い視野にたつて、精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4 博士課程は、前期課程と後期課程に区分し、前期課程を修士課程として取り扱うものとする。

(研究科及び専攻)

第3条 本大学院に次の研究科をおき、各研究科にそれぞれの専攻をおく。

研究科	課程	専攻
文学研究科	博士課程 前期課程	日本文学専攻
		中国学専攻
		書道学専攻
	博士課程 後期課程	日本文学専攻
		中国学専攻
		書道学専攻
修士課程	英文学専攻	
	教育学専攻	
経済学研究科	博士課程 前期課程	経済学専攻
	博士課程 後期課程	経済学専攻
法学研究科	博士課程	法律学専攻
	前期課程	政治学専攻
	博士課程	法律学専攻
	後期課程	政治学専攻
外国語学研究科	博士課程 前期課程	英語学専攻
		日本語文化学専攻
		中国言語文化学専攻
	博士課程 後期課程	英語学専攻
		日本語文化学専攻
		中国言語文化学専攻
アジア地域研究科	博士課程 前期課程	アジア地域研究専攻
	博士課程 後期課程	アジア地域研究専攻
経営学研究科	博士課程	経営学専攻

	前期課程	
	博士課程	経営学専攻
	後期課程	
スポーツ・健康科学研究科	修士課程	スポーツ・健康科学専攻

(教育研究上の目的)

第3条の2 本大学院修士課程及び博士課程前期課程の各専攻は、教育研究上の目的を次のとおり定める。

- (1) 文学研究科博士課程前期課程・修士課程は、人間の生き方やあり方を考究する総合的な人間学としての文学をはじめとする人文諸科学の真髓を理解し、かつ広範な知識を修得し、新しい価値観を創造し人類文化の発展に寄与することができる高度な研究能力及び職業能力を持った人材の養成を目的とする。

文学研究科日本文学専攻博士課程前期課程は、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を身につけた、社会に貢献できる人材の養成を目的とする。

文学研究科中国学専攻博士課程前期課程は、文学部中国文学科の上位に位置する教育課程を擁し、中国の文化を専門的に勉学することによって、その専門知識と研究能力を修得することを目的とする。

文学研究科書道学専攻博士課程前期課程は、漢字文化・仮名文化に立脚した書の本質をグローバルな視点から解明し考究する「書道学」の理念に基づき、高度な職業人の養成、高い見識をもった研究者・教育者・書作家の育成、国際交流の推進など、学内外の要望に応えられるような人材を送り出すことを目的とする。

文学研究科英文学専攻修士課程は、学部で培った知識をさらに専門的に深め、英米文学、英語学、英米文化を中心に各人の研究能力を学際的な視野に立ち高めることを目的とする。

文学研究科教育学専攻修士課程は、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を身につけた、社会に貢献できる教育学研究者や教員の育成を目的とする。

- (2) 経済学研究科博士課程前期課程は、経済理論及び経済諸現象を理解するための高度な教育研究を行い、広く豊かな学識と高い研究能力、思考力、表現力などを有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行できる人材の養成を目的とする。

- (3) 法学研究科博士課程前期課程は、法律学及び政治学についてより深く学識を修め、広い視野に立った研究を遂行するとともに高度に専門的な職業能力を修得し、グローバル化の進行する世界において多文化の共生に積極的に貢献する人材の養成を目的とする。

法学研究科法律学専攻博士課程前期課程は、法学に関する精緻で深い学識を修め、広い視野をもって研究する能力と高度に専門的な職業能力を有する人材の育成を目的とする。

法学研究科政治学専攻博士課程前期課程は、政治学に関する専門的な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。

- (4) 外国語学研究科博士課程前期課程は、高度な言語運用能力と専門的な知識、豊かな教養を修め、国内外の社会で活躍できる有能な人材の育成を目的とする。

外国語学研究科英語学専攻博士課程前期課程は、英語学、英語教育学、言語文化学の分野において深い学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な知識、技能を有する人材の養成を目的とする。

外国語学研究科日本語文化学専攻博士課程前期課程は、日本語文化学に関する高度な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。

外国語学研究科中国言語文化学専攻博士課程前期課程は、中国語学、中国語教育学、中国文化学の3つの分野に関する専門的な学識を修め、それぞれの分野で世界に通じる研究能力、高度な中国語運用能力及び専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。

- (5) アジア地域研究科博士課程前期課程は、アジア諸地域の問題に関する理解と洞察力を深め、アジア地域研究に関する深い学識を修めた、国際的な広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の育成を目的とする。

- (6) 経営学研究科博士課程前期課程は、実践能力を発揮できる高度な専門的職業人を養成すること、及び社会で活躍している職業人に対してビジネスの現場において活用可能な経営・会計・情報・商学の分野における実践的かつ理論的に体系化が可能な知識ならびに教育・研究の機会を提供することを目的とする。

- (7) スポーツ・健康科学研究科修士課程は、スポーツ科学分野と健康科学分野を配置し、スポーツや身体活動及び健康や医療に関する分野横断的、学際的な教育研究を行うことで、幅広い視野と高度な知識・技能をもった専修免許を有する教員、各分野の専門的指導者及び職業人を輩出することを目的とする。

2 本大学院博士課程後期課程の各専攻は、教育研究上の目的を次のとおり定める。

- (1) 文学研究科博士課程後期課程は、博士課程前期課程での教育内容をさらに深め、人文諸科学（日本文学・中国学・書道学）の真髄を理解し、かつそれに関するより広範な知識を修得し、新しい価値観を創造して人類文化の発展に寄与することができる高

度な研究能力及びより専門的な職業能力を持った人材の養成を目的とする。

文学研究科日本文学専攻博士課程後期課程は、自立した日本文学研究者及び高度な専門業務従事者を養成し、もって、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

文学研究科中国学専攻博士課程後期課程は、前期課程の教育課程をさらに発展させ、より高度に中国の文化を専門的に研究することにより、この分野における専門的職業人としてふさわしい十分な研究能力を修得することを目的とする。

文学研究科書道学専攻博士課程後期課程は、漢字文化・仮名文化に立脚した書の本質をグローバルな視点から解明し考究する「書道学」の理念に基づき、中国書学、日本書学、書跡文化財学のトップリーダーの養成を目的とする。

- (2) 経済学研究科博士課程後期課程は、博士課程前期課程における教育研究をさらに発展させ、経済学専攻分野において研究者として自立するために必要な広く豊かな学識と高度な研究能力または専門業務に必要な高度な専門能力をもち、社会の発展と人類の福祉に貢献できる人材の養成を目的とする。

- (3) 法学研究科博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、法学または政治学の研究者、及びその高度な専門知識を必須とする職業分野に従事する能力を有し、多文化の共生に積極的に貢献できる人材の養成を目的とする。

法学研究科法律学専攻博士課程後期課程は、前期課程での研究成果に基づいて、さらに専門性を深め、自立した法学研究者として、高度な専門業務従事者として、社会で活躍できる人材の養成を目的とする。

法学研究科政治学専攻博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、政治学に関して、より専門性を深め、自立した政治学研究者及び高度な専門業務従事者の養成を目的とする。

- (4) 外国語学研究科博士課程後期課程は、博士課程前期課程で修めた専門知識と言語能力をもとに、研究能力をさらに向上させ、高度な言語運用能力を備え、優れた教育・研究活動を行え、社会の専門分野で活躍できる国際的な人材の育成を目的とする。

外国語学研究科英語学専攻博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、より専門性を深め、自立した研究者及び高度な専門業務従事者の養成を目的とする。

外国語学研究科日本言語文化学専攻博士課程後期課程は、国際的な日本言語文化学研究者及び高度専門業務従事者の養成を目的とする。

外国語学研究科中国言語文化学専攻博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、より高度な言語運用能力と専門性を深め、専門分野別の知識を用い、自身の言葉で見解を展開でき、世界に通じる自立した中国言語文化学研究者及び高度な

専門業務従事者の養成を目的とする。

(5) アジア地域研究科博士課程後期課程は、アジア地域研究に関して幅広く深い学識を修め、国際的に認知・評価される高度な専門性と実践力、及び高度な研究能力・職業能力を有し、アジア地域研究の専門家としてグローバルに活躍できる人材の育成を目的とする。

(6) 経営学研究科博士課程後期課程は、経営・会計・情報・商学といった経営科学の分野において、変化して止まない現代社会に適応可能なより専門性の高く、創造的かつ自立した研究者を養成するとともに、各分野にまたがる幅広く深い専門的知識を身につけ、それを応用できる高度な専門業務従事者を養成することを目的とする。

(修業年限)

第4条 修士課程の修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。

2 博士課程の標準修業年限は、前期課程2年、後期課程3年とし、前期課程は4年、後期課程は6年を超えて在学することはできない。

3 各研究科の修士課程又は博士課程前期課程において、実務の経験を有する者に対して教育を行う場合で、教育研究上の必要があるときは、修業年限は1年とし、2年を超えて在学することはできない。

4 法学研究科法律学専攻において、学生が本専攻に入学する前において修得した単位が教育上有益であると認める場合であって第15条第7項に定めるところにより法学研究科法律学専攻博士課程前期課程に在学したものとみなすことができるときには、この在学みなし期間を、1年を超えない範囲で第1項に定める修業年限に算入することができる。

(定員)

第5条 各研究科の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
文学研究科	博士課程	日本文学専攻	3	6
		中国学専攻	3	6
		書道学専攻	7	14
	後期課程	日本文学専攻	3	9
		中国学専攻	2	6
		書道学専攻	3	9
	修士課程	英文学専攻	5	10
教育学専攻		5	10	
経済学研究科	博士課程	経済学専攻	5	10
	前期課程			

	博士課程 後期課程	経済学専攻	3	9
法学研究科	博士課程	法律学専攻	5	10
	前期課程	政治学専攻	4	8
	博士課程	法律学専攻	2	6
	後期課程	政治学専攻	2	6
外国語学研究科	博士課程	英語学専攻	5	10
	前期課程	日本語文化学専攻	5	10
		中国言語文化学専攻	5	10
	博士課程	英語学専攻	3	9
	後期課程	日本語文化学専攻	2	6
		中国言語文化学専攻	3	9
アジア地域研究科	博士課程	アジア地域研究専攻	7	14
	前期課程			
	博士課程 後期課程	アジア地域研究専攻	2	6
経営学研究科	博士課程	経営学専攻	10	20
	前期課程			
	博士課程	経営学専攻	3	9
	後期課程			
スポーツ・健康科学 学研究科	修士課程	スポーツ・健康科学専攻	10	20

第2章 教育課程

(研究指導)

第5条の2 本大学院の教育は、授業科目及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(研究指導科目及び授業科目の開設等)

第5条の3 各研究科の専攻及び課程に応じ、教育上必要な研究指導科目又は授業科目を開設する。

2 研究指導科目及び授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。

(専攻科目の選定)

第6条 学生は、入学の際研究科に配置された研究指導科目又は授業科目の中から、自己

の専攻すべき科目（以下「専攻科目」という。）を選定しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、公共政策学専修コースを選択する学生（以下「公共政策学専修学生」という。）は、別に定める公共政策学専修コース要綱（以下「要綱」という。）に定める方法により、経済学研究科経済学専攻及び法学研究科政治学専攻の博士課程前期課程の授業科目の中から、自己の専攻すべき科目を選定することができる。

（指導教員）

第7条 学生は、研究科に配置された研究指導科目又は授業科目中の演習から、専攻分野の科目を一科目履修しなければならない、その研究指導科目又は演習を担当する教員をもって、当該学生の研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）とする。

第7条の2 学生は、その指導教員の研究指導及び授業科目の選択等研究一般に関する指導を受けなければならない。

（副専攻科目）

第7条の3 研究科委員会は、必要に応じ副専攻科目を置くことができる。

- 2 前項の副専攻科目の演習を担当する教員を、その演習を履修する学生の副指導教員とする。

（履修科目の指導）

第8条 指導教員は、必要があると認めるときは、所属の学生に対し所定の科目のほか本大学院の他の専攻又は研究科若しくは学部に配置された科目を指定してこれを履修させることができる。ただし、公共政策学専修学生については、要綱に基づき履修指導を行う。

第8条の1の2 指導教員は、必要があると認めるときは、所属の学生に対し所定の科目を教室等以外の場所で、メディア授業告示に基づく多様なメディアを高度に利用した研究指導及び授業で指導することができる。

第8条の1の3 研究指導において、対面審査と同様の透明性、公正性、公平性が担保できることを条件に、多様なメディアを高度に利用した論文の公開審査、口頭試問を実施することができる。

（他大学の大学院における授業科目の履修等）

第8条の2 研究科委員会において必要があると認めるときは、他大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）とあらかじめ協議の上、学生にその大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位数は、研究科委員会の認定により、10単位を限度として第15条又は第16条に定める単位数に充当することができる。

第8条の3 研究科委員会において必要があると認められるときは、他大学の大学院又は

研究所（外国の大学の大学院又は研究所を含む。）とあらかじめ協議の上、学生にその大学院等において研究指導の一部を受けさせることができる。ただし、修士課程（博士課程前期課程）の学生についてこれを認める場合は、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

（入学前における既修得単位の認定）

第8条の4 法学研究科法律学専攻は、教育上有益であると認めるとき、法学研究科の定めるところにより、法学部法律学科学生が法学研究科法律学専攻に入学する前に本専攻において履修した科目について修得した単位を、15単位を限度に、研究科委員会の議を経て、入学後に法律学専攻博士課程前期課程修了に必要な単位として認定することができる。

（単位の算定基準）

第9条 研究科の各授業科目の単位数は、次の基準によつて計算する。

- (1) 講義については、教室内における1時間の講義に対して、教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義をもつて1単位とする。
- (2) 演習については、教室内における2時間の演習に対して、教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の演習をもつて1単位とする。ただし、教育効果を考慮し、1時間の演習に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものについては、毎週1時間15週の演習をもつて1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、毎週2時間ないし3時間15週の実験及び実習をもつて1単位とする。

第10条 削除

第3章 試験及び単位の取得

（試験の施行）

第11条 履修科目の認定は、試験によつて行うものとする。疾病その他止むを得ない事情のため試験を受けることができなかつたものについては、追試験を行うことができる。

（試験の時期等）

第12条 試験は毎学年又は当該研究科委員会が適当と認める時期に、その研究科委員会の定める方法によつてこれを行う。ただし、当該研究科委員会において平常の成績をもつて試験の成績に代えることと認められた授業科目についてはこの限りでない。

（学業の評価）

第13条 学業の成績は、S・A・B・C・D及びEに区分し、S・A・B及びCを合格、Dを不

格、Eを評価の対象外とする。

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

第14条 所定の単位を取得した者には必要に応じて単位修得証明書を交付する。

第4章 学位授与及び課程修了の認定

(修了要件及び学位授与)

第15条 本大学院の修士課程又は博士課程前期課程（文学研究科書道学専攻、文学研究科教育学専攻、スポーツ・健康科学研究科スポーツ・健康科学専攻、経済学研究科経済学専攻及び経営学研究科経営学専攻を除く。）に2年以上在学し、各研究科の定めるところにより所定の授業科目について32単位以上を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。

なお、法学研究科政治学専攻博士課程前期課程の学生のうち、公共政策学専修学生については、学位論文及び最終試験に代えて、要綱で定める調査研究報告書（リサーチペーパー）の審査及び最終試験を行い、それに合格した者に修士の学位を授与することができる。

また、外国語学研究科英語学専攻博士課程前期課程においては、英語技能技術の修得及び課題研究論文をもつて学位論文に替えることができる。

2 文学研究科書道学専攻博士課程前期課程においては、所定の授業科目について32単位以上を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文、修了作品及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。

3 文学研究科教育学専攻修士課程、スポーツ・健康科学研究科スポーツ・健康科学専攻、経済学研究科経済学専攻博士課程前期課程及び経営学研究科経営学専攻博士課程前期課程においては、所定の授業科目について30単位以上を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。なお、経済学研究科経済学専攻博士課程前期課程の学生のうち、公共政策学専修学生については、学位論文及び最終試験に代えて、要綱で定める調査研究報告書（リサーチペーパー）の審査及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与することができる。

4 前3項の定めにかかわらず、研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認める者に関しては、修学年限を1年以上2年未満に短縮することができる。

5 第4条第3項に定める修士課程又は博士課程前期課程の実務者向けの修業年限1年のコースにあつては、1年以上在学し、各研究科の定めるところにより所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。

6 海外の大学院とダブルディグリープログラム協定を締結している研究科にあつては、

双方の所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文及び最終試験に合格した者に双方の大学院の修士の学位を授与することができる。

7 第8条の4の定めにより法学研究科法律学専攻に入学する前に修得した単位（法学研究科の定めるところにより当該専攻の科目の履修を認められた後、修得したものに限り、）を、法律学専攻博士課程前期課程における科目の履修により修得したものと認める場合であって、当該単位の修得により法律学専攻博士課程前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、法学研究科の定めるところにより、1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

8 前項の定めにより、第4条第4項の定めが適用される学生については、法学研究科委員会の議を経て、学位論文及び最終試験に代えて、法学研究科学位論文審査基準で定める調査研究報告書（リサーチペーパー）の審査及び最終試験を行い、それに合格した者に修士の学位を授与することができる。

第16条 本大学院の博士課程に5年（修士課程又は博士課程前期課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、各研究科の定めるところにより所定の授業科目について文学研究科及びアジア地域研究科にあつては44単位（博士課程後期課程にあつては12単位以上）以上、経済学研究科経済学専攻及び経営学研究科経営学専攻にあつては42単位（博士課程後期課程にあつては12単位以上）以上、法学研究科にあつては40単位（博士課程後期課程にあつては8単位以上）以上、外国語学研究科にあつては、48単位（博士課程後期課程にあつては16単位以上）以上を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上学位論文を提出し、最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、修学年限に関しては、研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認める学生に関しては、経済学研究科、法学研究科及び経営学研究科においては、これを4年（修士課程又は博士課程前期課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む。）に、アジア地域研究科においてはこれを3年（2年未満の在学期間をもつて修士課程又は博士課程前期課程を修了した者にあつては当該課程における在学期間を含む。）に短縮することができる。

2 外国語学研究科の修学年限に関しては、外国語学研究科委員会において優れた研究業績をあげたと認める学生については、これを2年に短縮することができる。

3 博士の学位の授与を受けるには、外国語に通じていることが必要である。

4 海外の大学院とダブルディグリープログラム協定を締結している研究科にあつては、双方の所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文及び最終試験に合格した者に双方の大学院の博士の学位を授与することができる。

(学位授与及び課程修了の時期)

第16条の2 学位授与及び課程修了の時期は、学年の終わりとする。ただし、第15条及び第16条の規定による学位授与及び課程修了に必要な要件を前学期までにみだし、課程の修了を認定された学生については、学位授与及び課程修了の時期を前学期の終わりとすることができる。

(論文提出による博士学位授与)

第17条 本大学院の課程を修了しない者であつても、本大学院に博士の論文を提出し、その審査及び所定の試験に合格し博士課程修了者と同等以上の学力があると認められた者には、博士の学位を授与することができる。

第18条、第19条及び第20条 削除

(学位の関連規程)

第21条 学位及びその授与については、本章のほか大東文化大学学位規則に定める。

第22条及び第23条 削除

第5章 教職課程

(教育職員免許状)

第23条の2 高等学校教諭一種、中学校教諭一種及び小学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で当該免許に係る高等学校教諭、中学校教諭及び小学校教諭の専修免許状授与の所要資格を取得しようとするものは、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の大学院の研究科において当該所要資格を取得できる高等学校教諭、中学校教諭及び小学校教諭専修免許状の種類及び教科は、次の表に掲げるとおりとする。

課程をおく研究科・専攻	専修免許状の種類及び教科	
文学研究科	日本文学専攻	高等学校教諭・中学校教諭「国語」
	中国学専攻	高等学校教諭・中学校教諭「国語」
	英文学専攻	高等学校教諭・中学校教諭「英語」
	書道学専攻	高等学校教諭「書道」
	教育学専攻	小学校教諭
外国語学研究科	中国言語文化学専攻	高等学校教諭・中学校教諭「中国語」
	英語学専攻	高等学校教諭・中学校教諭「英語」
	日本言語文化学専攻	高等学校教諭・中学校教諭「国語」
経営学研究科	経営学専攻	高等学校教諭「商業」
スポーツ・健康科学研究科	スポーツ・健康科学専攻	高等学校教諭・中学校教諭「保健体育」

第6章 教職員組織及び運営組織

(授業及び研究指導の担当)

第24条 本大学院における授業及び研究指導は、本大学の専任の教授及び准教授（特任教授及び特任准教授を含む。以下に同じ。）がこれにあたる。

2 前項の規定にかかわらず、当該授業を担当すべき専任の教授及び准教授を欠く場合、その他特別の事情がある場合には、本大学の専任の講師又は客員教員に担当させることができる。

3 本大学院における授業においては、必要に応じて非常勤講師に担任させることができる。

(研究科委員会)

第25条 本大学院の研究科に研究科委員会を置き、前条の授業を担当する専任の教授、准教授及び講師（客員教授を除く。）をもってこれを構成する。ただし、必要に応じて、他の教員を委員会の会議に出席させることができる。

2 各研究科に、研究科委員長を置く。委員長は、当該研究科の授業を担当する教授（特任教授及び客員教授を除く。）の中から研究科委員会において選出する。

3 研究科委員長は、当該研究科に関する校務をつかさどる。

4 この学則に定めるもののほか、研究科委員会に関する規則は、別に定める。

5 各専攻に、専攻主任を置く。専攻主任は、当該専攻の授業を担当する教授（特任教授及び客員教授を除く。）の中から選出する。

6 専攻主任は、当該専攻に関して研究科委員長を補佐する。

(研究科委員会の審議及び議決事項)

第26条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議及び議決し、学長に建議するものとする。

- (1) 学生の入学（再入学、転入学及び編入学を含む。）及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 入学試験に関する事項
- (4) 教育課程及び授業科目の編成に関する事項
- (5) 学生の試験その他の成績評価に関する事項
- (6) 学生の進級に関する事項
- (7) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (8) 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に関する事項

- (9) 研究科委員長、専攻主任の推薦に関する事項
- (10) 教員の授業担当に関する事項
- (11) 教員の選考、その他教員の人事に関する事項
- (12) 学則の改廃、これに基づく規則等の制定及び改廃に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科委員長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議及び議決し、学長等に建議及び答申することができる。

- (1) 研究科運営の方針に関する事項
- (2) 学生の転科、転学、休学、退学、除籍、復学等の学籍に関する事項
- (3) 学生の留学及び海外からの留学生の受入れに関する事項
- (4) 各種委員会委員の選出に関する事項
- (5) その他研究科委員会が必要と認める事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その都度、学長等が研究科委員会の意見を求めるもの（大学院評議会及び組織）

第26条の2 本大学院に大学院評議会を置き、次に掲げる評議会委員をもつてこれを組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科委員長
- (4) 専攻主任
- (5) 研究科から選出された専任教員各1名

2 前項第5号の評議会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の途中で評議会委員の交代があつたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（決議要件）

第26条の3 大学院評議会の決議は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、大学院学則第26条の5第1項第1号の事項については、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

（非公開）

第26条の4 大学院評議会の会議は、非公開とする。

（大学院評議会の審議及び議決事項）

第26条の5 大学院評議会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議及び議決し、学長に建議する。

- (1) 大学院学則の改廃、これに基づく規則等の制定及び改廃並びにこれらの解釈に関する事項
- (2) 各研究科間の連絡調整に関する事項
- (3) 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に関する事項
- (4) 入学者選抜に関する基本的事項
- (5) 教員の研究教育業績の審査等の基準に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大学院に関する重要な事項で大学院評議会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 大学院評議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議及び議決し、学長に建議及び答申することができる。

- (1) 大学院に関する共通事項
- (2) その他大学院評議会が必要と認める事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、その都度、学長が大学院評議会の意見を求めるもの（大学院評議会の招集及び議長）

第26条の6 学長は、必要に応じて大学院評議会を招集し、その議長となる。

2 学長に支障がある場合には、学長があらかじめ指名する者が、前項の職務を行う。

3 削除

（議事の定足数）

第26条の7 大学院評議会は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

2 大学院学則第26条の5第1項第1号に関する事項については、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

（幹事）

第26条の8 大学院評議会に幹事を置き、学務部がこれに当る。

（議事録）

第26条の9 大学院評議会の議事録は、幹事が作成し、議決に加わった委員2名が署名捺印の上、学務部がこれを保管する。

2 大学院評議会は、議事録の写しを学長に提出しなければならない。

3 大学院評議会の議事録は、その要旨を大学のホームページ等に公開するものとする。

利害関係者からの議事録の開示請求については、学校法人大東文化学園情報公開規程の

定めるところによる。ただし、開示請求の対象に個人情報が含まれる場合は、学校法人大東文化学園個人情報の保護に関する規程に定める手続に従うものとする。

(事務職員)

第27条 削除

第7章 学年・学期・休業日

(学年及び学期)

第28条 本大学院の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

前学期 4月1日から9月15日まで

後学期 9月16日から翌年3月31日まで

2 学長は、大学院評議会の議を経て、前項に定める期日を、変更することができる。

(休業日)

第29条 次に掲げる日を休業日とする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 学園創立記念日(9月20日)

(3) 学年暦において定める春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日

2 前項の休業日は、必要ある場合は変更し、又は休業日に授業を行うことがある。

3 学長は大学院評議会の議を経て、臨時休業日を定めることができる。

第8章 入学・休学・復学・留学・転学・退学・除籍及び再入学

(入学の時期)

第30条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後学期の入学を許可することができる。

(入学資格)

第31条 修士課程及び博士課程前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者

(4) 外国の大学等において、修業年限が3年以上である通常の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(7) 本大学院において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学

力があると認めた者で、22歳に達したもの

(8) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 博士課程後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 修士に相当する外国の学位を有する者

(3) 法務博士（専門職）の学位を有する者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 本大学院において、個別の出願資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(6) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
(入学志願手続)

第32条 本大学院に入学を志願する者は、入学志願書に履歴書、最終出身学校長の卒業証明書及び成績証明書に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 前条第1項第6号、第7号若しくは第8号又は同条第2項第5号若しくは第6号により入学を志願する者は、本学所定の出願資格審査を受けなければならない。

(国費外国人留学生の受入れ)

第32条の2 第31条第1項第5号又は第2項第4号に定める者のうち、文部科学省が定める大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生）の受入れについては、次のとおりとする。

(1) 受入れ人数は若干名とする。

(2) 入学検定料は免除する。

(3) 国費外国人留学生（研究留学生）期間の学費は全額免除とする。

2 前項に規定するもののほか、入学等学事上の取扱いについては別に定める。

(入学手続)

第33条 各委員会の定める検定に合格した者は、所定の期日までに保証人連署の在学保証書と戸籍抄本に入学金を添えて入学手続をしなければならない。

2 前項の手続終了者に対し、学長は、入学を許可する。この手続を所定の期日内に終了しない者は、合格を取消すことがある。

(保証人)

第34条 保証人は、父兄又は独立の生計を営む者で確実に保証人としての責務を果し得る者でなければならない。

2 保証人として不相当と認めたときは、変更を命ずることがある。

第35条 保証人は保証する学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任を負

わなければならない。

第36条 保証人が死亡、その他の事由によつて、その責任を果し得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

(休学)

第37条 病気その他の事由で休学しようとする場合は、保証人連署で所属する研究科の委員会に願い出、その許可を得なければならない。

2 病気を理由とする休学願には医師の診断書を添えなければならない。

第38条 休学期間は1年以内とし、当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、1年を限度として引き続き休学を許可することがある。

2 休学期間は、通算して修士課程又は博士課程前期課程にあつては2年、博士課程後期課程にあつては3年を超えることはできない。

3 第4条第3項に定める修士課程又は博士課程前期課程の休学期間は1年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学年数に算入しない。

第39条 削除

(復学)

第40条 休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとする者は、保証人連署の復学願を提出し、許可を得なければならない。ただし、疾病の場合は学校の定める医師の診断書を添付するものとする。

2 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

(留学)

第40条の2 学生が外国の大学の大学院又はこれに相当する研究所において授業科目を履修し、又は研究指導を受けるため留学を願い出たときは、研究科委員会が教育上有益であると認めた場合に限り、これを許可することができる。

2 留学の期間は、1年間に限り在学年数に算入する。

3 ダブルディグリー制度による派遣留学については、2年以内とする。

4 留学について必要な事項は別に定める。

(転学の受入)

第41条 本大学院以外の大学院の学生が、所属大学の学長又は研究科長の承認書を添えて本大学院に転学を志願したときは、学年の始めに限り当該委員会にて審査の上これを許可することがある。

(転学)

第42条 本大学院の学生で本大学院以外の大学院に転学しようとする者は、事前に転学願

を提出し、学長の承認を得なければならない。

(退学)

第43条 病気その他の理由によつて退学しようとする者は、理由を具し、保証人連署で願ひ出なければならない。

(除籍)

第43条の2 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第4条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第38条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

(再入学)

第44条 第43条の規定により退学した者（以下「退学者」という。）又は第43条の2第1号の規定により除籍された者（以下「除籍者」という。）が、再入学を願ひ出た場合には、学年の始めに限り、審査の上これを許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部を再び履修させることがある。

2 前項の規定により再入学を許可された場合の再入学年次は、退学者は退学時の在籍年次とし、除籍者は除籍事由が生じた時に在籍した年次とする。ただし、退学者のうち、当該研究科委員会において、学年進行が認められた者の再入学年次については、この限りではない。

(入学等の決定)

第45条 入学、休学、復学、留学、転学、退学、除籍及び再入学の許可は、委員会の議を経て、学長がこれを定める。

第9章 入学検定料・入学金及び学費

(入学検定料)

第46条 本大学院に入学を志願する者は第32条に定める手続きと同時に入学検定料35,000円を納めなければならない。

2 前項の定めにかかわらず海外における入学試験会場にて本大学院を志願する者は、1専攻につき入学検定料5,000円を納めなければならない。

(入学金)

第47条 入学又は転入学を許可された者は、入学金220,000円を納めなければならない。

2 すでに納めた入学金は、これを返還しない。

(学費)

第48条 学生は、次の学費を指定期日以内に納めなければならない。

- (1) 文学研究科（書道学専攻を除く。）、経済学研究科、法学研究科、外国語学研究科、アジア地域研究科、経営学研究科

授業料 530,000円

教育充実費 179,300円

研究費 30,000円

- (2) 文学研究科書道学専攻

授業料 530,000円

教育充実費 179,300円

研究費 30,000円

実習費 50,000円

- (3) スポーツ・健康科学研究科スポーツ・健康科学専攻

授業料 600,000円

教育充実費 179,300円

研究費 30,000円

実習費 30,000円

- 2 学費は、前学期と後学期とに分けて納めることができる。
- 3 学生が、学費の納入について、延期を願い出たときは、正当な事由がある場合に限り、許可することができる。
- 4 納めた学費は、返還しない。ただし、次の場合を除く。
- (1) 別に定める入学試験において入学を許可された者が、所定の期間に入学辞退届を提出して、入学を辞退するときは学費を返還する。
- (2) 学費を全納した学生が前学期に退学した場合又は第16条の2のただし書きに定める課程の修了を認定された場合、後学期分の学費を返還する。
- (3) 学費を納めた学生が休学した場合、すでに納めた休学期間中の学費を返還する。
- 5 休学を許可され又は休学を命じられた学生は、休学在籍料として年額120,000円（月額10,000円）を納めるものとし、学費（授業料、教育充実費、研究費及び実習費）の納入は免除する。
- 6 学費の納入手続に関する事項は、別に定める。

第10章 入学検定等に関する特例

(外国人留学生の入学許可の特例)

第49条 第31条第1項第2号及び第5号並びに第2項第2号及び第4号に該当する外国人は、第33条の規定にかかわらず、特別の審査を経て、入学を許可することがある。

- 2 前項の規定による審査の方法は、各委員会の議を経て、これを定める。

第50条 前条の規定により入学を志願する者は、第33条の手続の外、日本に在住して学業に従事することが適法であることを証明するに足る外国政府その他の官公署の証明書を提出しなければならない。

第51条 第49条の規定により入学を許可された者については、学習の必要に応じて所定の授業科目の一部に代え、又はこれに加えて特別の科目を履修させることがある。

2 前項の規定による特別科目は、当該委員会がこれを定める。

(日本人の入学の特例)

第52条 第31条第1項第2号及び第2項第2号に該当する日本人は本章の規定によつて取り扱うことができる。

(社会人入学資格)

第52条の2 有職者又は企業等からの派遣者等一定期間社会的経験を有する者で、第31条第1項及び第2項の各号の一に該当する入学資格を有する者については、第49条の規定を準用する。

第11章 委託研修生、聴講生、研究生、交流学生、科目等履修生

(委託研修生)

第53条 官公庁、外国政府、学校、研究機関、民間団体等の委託に基づき、本大学院において授業科目を履修しようとする者又は特定の研究課題について研究指導を受けようとする者があるときは、第30条及び第31条の規定にかかわらず、選考の上、正規の学生の修学を妨げない範囲で委託研修生として入学を許可することができる。

2 委託研修生について必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第54条 本大学院において特定の授業科目を履修しようとする者があるときは、選考の上、正規の学生の修学を妨げない範囲において、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生について必要な事項は別に定める。

(研究生)

第54条の2 本大学院において特定の研究課題について研究指導を受けようとする者があるときは、選考の上、正規の学生の修学を妨げない範囲において、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は別に定める。

(交流学生)

第55条 他大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）の学生で、協定に基づき本大学院の授業科目を履修しようとする者又は特定の研究課題について研究指導を受けようとする者を、交流学生として受け入れることができる。

2 交流学生の受け入れについては当該交流大学との協定において定めるほか必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

第55条の2 本大学院は、本大学院の学生以外の者が1又は複数の授業科目について履修を願い出たときは、正規の学生の教育を妨げない場合に限り、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 賞罰

(賞罰)

第56条 学生の賞罰に関しては大東文化大学学則第48条及び第49条を準用する。

(賞罰の決定)

第57条 賞罰は委員会の議を経て、学長がこれを行う。

第13章 改正

(学則の改廃)

第58条 本学則の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

附 則

- 1 この学則は、委員会の議を経て、理事会の決議により変更することができる。
- 2 この学則は、昭和39年4月1日から施行する。
- 3 削除
- 4 第3条経済学研究科の課程、専攻については、昭和52年度以前の入学者にあつては改正前の学則による。
- 5 削除
- 6 削除

附 則 (昭和41年4月1日)

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年4月1日)

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年4月1日)

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年4月1日)

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年4月1日)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日）

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日）

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日）

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日）

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日）

1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月24日）

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年10月27日）

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年2月25日）

1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

2 別表3の改正は、昭和60年度入学生から適用する。

附 則（昭和61年1月22日）

1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 別表2の改正は、昭和61年度入学生から適用する。

附 則（昭和61年6月25日）

本学則は、昭和61年6月25日から施行する。

附 則（昭和61年12月17日）

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年11月25日）

1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 昭和63年度入学金・授業料・施設費および研究費については、附則（昭和57年3月31日）第2項の定めによらない。

附 則（昭和63年10月26日）

この学則は、昭和63年10月26日から施行する。但し、別表1の改正は平成元年度入学生から適用する。

附 則（平成元年3月8日）

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 29 日）

この学則は、平成元年度生から適用する。

附 則（平成 2 年 3 月 26 日）

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 30 日）

- 1 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 年度入学金、授業料および施設費については、附則（昭和 57 年 3 月 31 日）第 2 項の定めによらない。
- 3 平成 2 年度入学金、施設費、図書費及び暖房費の額には、消費税率 100 分の 3 を乗じた額を含む。

附 則（平成 2 年 7 月 25 日）

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。但し、別表 3 の改正は平成 3 年度入学生から適用する。

附 則（平成 2 年 12 月 19 日）

- 1 本学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 3 年度入学金、および学費については、附則（昭和 57 年 3 月 31 日）第 2 項の定めによらない。

附 則（平成 3 年 3 月 20 日）

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 27 日）

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 10 月 30 日）

この学則は、平成 3 年 10 月 30 日から施行する。

附 則（平成 3 年 11 月 27 日）

- 1 本学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 4 年度入学金及び学費については附則（昭和 57 年 3 月 31 日）第 2 項の定めによらない。

附 則（平成 3 年 12 月 25 日）

附 則（平成 4 年 1 月 29 日）

この学則は、平成 4 年 1 月 29 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 24 日）

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 17 日）

この学則は、平成5年3月17日から施行し、改正後の第46条の規定は、平成4年10月1日に遡って適用する。

附 則（平成5年3月17日）

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月19日）

この学則は、平成5年4月1日から施行する。但し、別表2の改正は平成5年度入学生から適用する。

附 則（平成5年10月27日）

1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成6年度入学金及び学費については附則（昭和57年3月31日）第2項の定めによらない。

附 則（平成5年11月24日）

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月9日）

この学則は、平成6年4月1日から施行する。但し、第23条の2に掲げる表の改正は平成6年度入学生から適用する。

附 則（平成6年3月16日）

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月26日）

この学則は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成6年11月30日）

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月21日）

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

2 平成7年度入学金及び学費については附則（昭和57年3月31日）第2項の定めによらない。

附 則（平成6年12月21日）

この学則は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成7年3月16日）

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月29日）

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年7月19日）

この学則は、平成8年4月1日から施行する。但し、別表2の改正は、平成8年度入学生から適用する。

附 則（平成7年11月29日）

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 附則（昭和57年3月31日）第2項の定めにかかわらず、平成8年度入学金及び学費については、別に定める。

附 則（平成7年12月20日）

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月22日）

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表3に定める法学研究科法律学専攻博士課程前期課程、博士課程後期課程及び政治学専攻博士課程前期課程の規定は、平成8年度入学生から適用する。

附 則（平成8年2月28日）

この学則は、平成8年4月1日から施行する。但し、別表3の改正は、平成8年度入学生から適用する。

附 則（平成8年11月27日）

- 1 本学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 附則（昭和57年3月31日）第2項の定めにかかわらず、平成9年度入学金及び学費については、別に定める。

附 則（平成8年12月18日）

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月26日）

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年7月9日）

この学則は、平成10年4月1日から施行する。但し、別表2の改正は、平成10年度入学生から適用する。

附 則（平成9年7月30日）

この学則は、平成10年4月1日から施行する。但し、第46条の改正は、平成10年度入学試験受験生から適用する。

附 則（平成9年11月26日）

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 附則（昭和57年3月31日）第2項の定めにかかわらず、平成10年度入学金及び学費については、別に定める。

附 則（平成10年4月22日）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。但し、別表2の改正は、平成11年度入学生から適用する。

附 則（平成10年7月29日）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表3の改正は、平成11年度入学生から適用する。

附 則（平成10年12月22日）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年1月27日）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表3の改正は、平成11年度入学生から適用する。

附 則（平成11年3月17日）

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 学費の変更があつたときは、学生は、その変更された額の学費を納入するものとする。
- 3 従前の附則（昭和57年3月31日）第2項及び第3項は、平成11年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成11年3月19日）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月23日）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成11年7月21日）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表2の改正は、平成12年度入学生から適用する。

附 則（平成11年12月22日）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表3の改正は、平成12年度入学生から適用する。

附 則（平成12年3月21日）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第23条の2の改正は、平成12年度入学生から適用する。

附 則（平成12年9月27日）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表4の改正は、平成13年度入学生から適用する。

附 則（平成12年12月20日）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月21日）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年2月28日）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月28日）

この学則は、平成13年6月28日から施行する。

附 則（平成13年6月28日）

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 別表2、別表3の法律学専攻及び別表5の改正は、平成14年度入学生から適用する。

3 別表3の政治学専攻の改正は、平成13年度入学生から適用する。

附 則（平成13年11月28日）

1 この学則は、平成13年12月17日から施行する。

2 第15条の改正は、平成13年度入学生から適用する。

附 則（平成13年12月19日）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表4の改正は、平成14年度入学生から適用する。

附 則（平成14年9月25日）

この学則は、平成15年4月1日から施行し、別表2の改正は、平成15年度入学生から適用する。ただし、「租税法」は、平成14年度入学生から適用する。

附 則（平成14年10月30日）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表1及び別表4の改正は、平成15年度入学生から適用する。

附 則（平成14年12月19日）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正は、平成15年度入学生から適用する。

附 則（平成14年12月19日）

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成15年3月31日現在経済学研究科経営学専攻に在学する者は、なお従前のおりとする。

2 改正前の第3条の経済学研究科経営学専攻については、平成15年度から学生募集を停止し、平成15年3月31日に当該専攻に在学する者の修了を待つて廃止する。

附 則（平成15年2月26日）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表1及び別表6の改正は、平

成15年度入学生から適用する。

附 則（平成15年3月5日）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成15年3月31日現在経済学研究科経営学専攻に在学する者は、なお従前のおりとする。
- 2 改正前の第3条の経済学研究科経営学専攻については、平成15年度から学生募集を停止し、平成15年3月31日に当該専攻に在学する者の修了を待つて廃止する。

附 則（平成15年7月30日）

この学則は、平成16年4月1日から施行し、別表2の改正は、平成16年度入学生から適用する。ただし、「産業組織」は、平成16年度在籍者から適用する。

附 則（平成15年11月27日）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月17日）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表2及び別表4の改正は、平成16年度入学生から適用する。

附 則（平成16年5月26日）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の文学研究科の課程については、平成16年度以前の入学者にあつては改正前の学則による。
- 3 改正後の別表1に定める文学研究科書道学専攻博士課程前期課程及び博士課程後期課程の規定は、平成17年度入学生から適用する。ただし、「書跡文化財学演習（一）」及び「書跡文化財学演習（二）」は、平成15年度入学生から適用する。

附 則（平成16年7月28日）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表5の改正は、平成17年度入学生から適用する。

附 則（平成16年9月30日）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の外国語学研究科の課程については、平成16年度以前の入学者にあつては改正前の学則による。
- 3 改正後の別表4に定める外国語学研究科英語学専攻博士課程前期課程及び博士課程後期課程の規定は、平成17年度入学生から適用する。

附 則（平成16年11月24日）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表2及び別表4の改正は、平成17年度入学生から適用する。

附 則（平成16年12月22日）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表2の改正は、平成17年度入学生から適用する。

附 則（平成17年2月23日）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月29日）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表1及び別表6の改正は、平成18年度入学生から適用する。

附 則（平成17年7月27日）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表4の改正は、平成18年度入学生から適用する。
- 2 第5条の文学研究科中国学専攻博士課程後期課程の収容定員は、平成18年度及び平成19年度においては、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

平成18年度

平成19年度

文学研究科

中国学専攻

博士課程後期課程

7名

8名

附 則（平成17年10月26日）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正は、平成18年度入学生から適用する。

附 則（平成18年3月23日）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月24日）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表2の改正は、平成19年度入学生から適用する。

附 則（平成18年7月5日）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表2及び別表3の改正は、平成19年度入学生から適用する。

附 則（平成18年9月2日）

- 1 この学則は、平成18年9月21日から施行する。
- 2 第15条第4項、第30条及び第32条の2の改正は、平成18年度入学生から適用する。

附 則（平成18年11月29日）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表1、別表3、別表4及び別

表6の改正は、平成19年度入学生から適用する。

附 則（平成18年11月30日）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条、第5条、第16条及び別表4の規定は、平成19年度入学生から適用する。

附 則（平成19年1月31日）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に外国語学研究科日本語学専攻修士課程に在学する者については、なお従前のおりとする。

附 則（平成19年2月28日）

経済学研究科経営学専攻は、平成19年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成19年5月23日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月25日）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2及び別表3の規定は、平成20年度入学生から適用する。

附 則（平成19年12月3日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正は、平成20年度入学生から適用する。

附 則（平成19年12月25日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月30日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月30日）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表5の改正は、平成21年度入学生から適用する。

附 則（平成20年7月30日）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表2及び別表3の改正は、平成21年度入学生から適用する。

附 則（平成20年10月31日）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月26日）

- 1 この学則は、平成20年12月1日から施行する。

2 第46条第2項は、平成20年4月1日に遡って適用する。

附 則（平成20年12月24日）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月20日）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月29日）

この学則は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成21年9月30日）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月25日）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正は、平成22年度入学生から適用する。

附 則（平成21年11月25日）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表4の改正は、平成22年度入学生から適用する。

附 則（平成21年11月25日）

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 第5条の文学研究科英文学専攻修士課程及び外国語学研究科日本語文化学専攻博士課程前期課程の収容定員は、平成22年度においては、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

平成22年度

文学研究科

英文学専攻修士課程

15名

外国語学研究科

日本語文化学専攻博士課程前期課程

15名

3 第5条の法務研究科（法科大学院）の収容定員は、平成22年度及び平成23年度においては、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

平成22年度

平成23年度

140名

130名

附 則（平成21年12月16日）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表3の改正は、平成22年度入学生から適用する。

附 則（平成22年2月24日）

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月24日）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正は、平成23年度入学生から適用する。

附 則（平成22年9月29日）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 別表1の改正は、平成23年度入学生から適用する。

附 則（平成22年9月29日）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 別表3の改正は、平成23年度入学生から適用する。

附 則（平成22年11月24日）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の外国語学研究科の課程については、平成22年度以前の学生にあっては改正の前の学則による。
- 3 改正後の別表4に定める外国語学研究科中国語学専攻博士課程前期課程及び中国言語文化学専攻博士課程後期課程の規定は、平成23年度入学生から適用する。

附 則（平成22年12月16日）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の外国語学研究科の規定については、平成22年度以前の学生にあっては改正の前の学則による。
- 3 改正後の別表4に定める外国語学研究科中国言語文化学専攻博士課程前期課程及び中国言語文化学専攻博士課程後期課程の規定は、平成23年度入学生から適用する。

附 則（平成23年1月26日）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の規定は、平成23年度入学生から適用する。

附 則（平成23年3月23日）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月28日）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表4の改正は、平成24年度入学生から適用する。

附 則（平成23年9月28日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月30日）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成24年度入学生から適用する。

附 則（平成23年11月30日）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第38条の規定は、平成24年度入学生から適用する。

附 則（平成24年7月4日）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成25年度入学生から適用する。

附 則（平成24年7月25日）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成25年度入学生から適用する。

附 則（平成25年2月27日）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月24日）

- 1 本学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表6の規定については、平成26年度入学生から適用する。

附 則（平成25年11月27日）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表3の規程は、平成26年度入学生から適用する。

附 則（平成25年11月27日）

- 1 本学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表5の規定については平成26年度入学生から適用する。

附 則（平成25年12月18日）

- 1 本学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表4の規定は、平成26年度入学生から適用する。

附 則（平成26年1月29日）

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月27日）

- 1 本学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定については平成27年度入学生から適用する。

附 則（平成26年7月30日）

この学則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成26年12月17日）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月28日）

- 1 本学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第48条第4項及び第5項の規定は、平成27年4月1日以降の在學生から適用する。

附 則（平成27年2月25日）

- 1 本学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表6の規定については、平成28年度入學生から適用する。

附 則（平成27年3月18日）

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月8日）

- 1 本学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表6の規定については、平成28年度入學生から適用する。

附 則（平成27年9月30日）

この学則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成28年2月24日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表4に定める外国語学研究科中国言語文化学専攻博士課程前期課程、博士課程後期課程、英語学専攻博士課程前期課程、博士課程後期課程及び日本言語文化学専攻博士課程前期課程、博士課程後期課程の規定は平成29年度入學生から適用する。

附 則（平成28年3月24日）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日）

- 1 本学則は、平成29年度4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表7の規程については、平成29年度入學生から適用する。

附 則（平成28年6月29日）

- 1 本学則は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第31条第1項の規定については、平成28年度後学期入學生から適用する。

附 則（平成28年6月29日）

- 1 本学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定は、平成29年度入學生から適用する。

附 則（平成28年6月29日）

本学則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年9月28日）

- 1 本学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成29年度入学生から適用する。

附 則（平成28年10月26日）

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日）

- 1 本学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第26条に規定する研究科委員会の審議及び議決事項並びに第26条の5に規定する大学院評議会の審議及び議決事項のうち、学部教授会及び大学評議会の審議及び議決事項と同一の事項については、研究科委員会に固有の事項を除き、学部教授会及び大学評議会の審議及び議決をもって研究科委員会及び大学院評議会の審議及び議決に替えることができる。

附 則（平成29年3月23日）

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月24日）

- 1 本学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成30年度入学生から適用する。

附 則（平成29年7月26日）

- 1 本学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成31年度入学生から適用する。

附 則（平成29年11月29日）

- 1 本学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第23条の2第2項の規定は、平成30年度入学生から適用する。

附 則（平成29年11月29日）

- 1 本学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1及び別表4の規定は、平成30年度入学生から適用する。

附 則（平成30年1月31日）

- 1 本学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第23条の2第2項の規定は、平成31年度入学生から適用する。

附 則（平成30年2月28日）

- 1 本学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第5条の文学研究科日本文学専攻博士課程前期課程・中国学専攻博士課程前期課程・教育学専攻修士課程、経済学研究科経済学専攻博士課程前期課程、法学研究科法律学専

攻博士課程前期課程・政治学専攻博士課程前期課程、外国語学研究科日本語文化学専攻博士課程前期課程、アジア地域研究科アジア地域研究専攻博士課程前期課程及び経営学研究科経営学専攻博士課程前期課程の収容定員は、平成31年度においては、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

平成31年度

文学研究科

日本文学専攻博士課程前期課程	8名
中国学専攻博士課程前期課程	8名
教育学専攻修士課程	15名

経済学研究科

経済学専攻博士課程前期課程	15名
---------------	-----

法学研究科

法律学専攻博士課程前期課程	15名
政治学専攻博士課程前期課程	11名

外国語学研究科

日本語文化学専攻博士課程前期課程	15名
------------------	-----

アジア地域研究科

アジア地域研究専攻博士課程前期課程	19名
-------------------	-----

経営学研究科

経営学専攻博士課程前期課程	25名
---------------	-----

- 3 第5条の文学研究科日本文学専攻博士課程後期課程・中国学専攻博士課程後期課程、経済学研究科経済学専攻博士課程後期課程、法学研究科法律学専攻博士課程後期課程・政治学専攻博士課程後期課程、外国語学研究科日本語文化学専攻博士課程後期課程、アジア地域研究科アジア地域研究専攻博士課程後期課程及び経営学研究科経営学専攻博士課程後期課程の収容定員は、平成31年度及び平成32年度においては、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

平成31年度

平成32年度

文学研究科

日本文学専攻博士課程後期課程	13名	11名
中国学専攻博士課程後期課程	8名	7名

経済学研究科

経済学専攻博士課程後期課程	13名	11名
---------------	-----	-----

法学研究科

法律学専攻博士課程後期課程	12名	9名
政治学専攻博士課程後期課程	10名	8名
外国語学研究科		
日本語文化学専攻博士課程後期課程	8名	7名
アジア地域研究科		
アジア地域研究専攻博士課程後期課程	10名	8名
経営学研究科		
経営学専攻博士課程後期課程	13名	11名

附 則（平成30年7月4日）

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月19日）

- 1 本学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表4の規定は、平成31年度入学生から適用する。

附 則（平成30年12月19日）

- 1 本学則は、2020（平成32）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表5の規定は、2020（平成32）年度入学生から適用する。

附 則（平成31年3月19日）

- 1 本学則は、平成32年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表3の規定は、平成32年度入学生から適用する。

附 則（令和2年3月18日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条、第7条、第16条第3項及び第24条の規定は、他の規則に特別の定めがある場合を除き、令和2年4月1日以降の在学生から適用する。

附 則（令和2年5月27日）

- 1 この学則は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の1の2の規定は、令和2年度開講科目から適用する。
- 3 改正後の第8条の1の2及び同条の1の3の規定は、令和3年3月31日をもって廃止する。但し、廃止期限を延長できるものとする。

附 則（令和3年3月17日）

- 1 第8条の1の2及び同条の1の3の規定の廃止期限を延長する。ただし、期限を定めない。

附 則（令和3年5月26日）

- 1 本学則は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表7の規程については、令和4年度入学生から適用する。

附 則（令和3年12月22日）

- 1 本学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、令和4年度入学生から適用する。

附 則（令和3年12月22日）

- 1 本学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表5の規定は、令和4年度入学生から適用する。

附 則（令和4年3月16日）

本学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日）

本学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日）

本学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月26日）

- 1 本学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表4の規定は、令和6年度入学生から適用する。

附 則（令和5年11月22日）

- 1 本学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、令和6年度入学生から適用する。

附 則（令和6年3月21日）

- 1 本学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第48条第4項第2号及び第3号の規定は、令和6年4月1日に在籍する学生より適用する。

附 則（令和5年12月20日）

- 1 本学則は令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表7の規定は、令和7年度入学生から適用する。

附 則（令和6年5月29日）

- 1 本学則は、令和6年8月1日から施行する。
- 2 法務研究科（法科大学院）は令和6年7月31日をもって廃止する。

附 則（令和6年7月3日）

- 1 本学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第4項、第8条の4、並びに第15条第7項及び第8項の規定は、令和8年度入学生から適用する。

附 則（令和6年7月3日）

- 1 本学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、令和7年度入学生から適用する。

附 則（令和7年7月2日）

- 1 本学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、令和8年度入学生から適用する。

附 則（令和7年7月30日）

- 1 本学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表5の規定は、令和8年度入学生から適用する。

附 則（令和7年7月30日）

- 1 本学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表6の規定は、令和8年度入学生から適用する。

別表1

文学研究科

1 授業科目・単位数

専攻課程	授業科目	単位数
日本文学専攻 (博士課程 前期課程)	(専攻科目)	
	古典文学特殊研究 (一)	4
	古典文学特殊研究 (二)	4
	古典文学特殊研究 (三)	4
	古典文学特殊研究 (四)	4
	古典文学演習 (一)	4
	古典文学演習 (二)	4
	古典文学演習 (三)	4
	古典文学演習 (四)	4
	近代文学特殊研究 (一)	4
	近代文学特殊研究 (二)	4
	近代文学特殊研究 (三)	4
	近代文学特殊研究 (四)	4
	近代文学演習 (一)	4
	近代文学演習 (二)	4
	近代文学演習 (三)	4

	近代文学演習（四）	4
	日本語学特殊研究（一）	4
	日本語学特殊研究（二）	4
	日本語学演習（一）	4
	日本語学演習（二）	4
	（関連講義科目）	
	中国文学研究	4
	文化史研究（一）	4
	文化史研究（二）	4
	比較文学研究	4
	中国哲学研究	4
	（外国語科目）	
	中国語	4
	英語	4
日本文学専攻 （博士課程 後期課程）	（専攻科目）	
	古典文学特殊研究（一）	4
	古典文学特殊研究（二）	4
	古典文学特殊研究（三）	4
	古典文学特殊研究（四）	4
	古典文学演習（一）	4
	古典文学演習（二）	4
	古典文学演習（三）	4
	近代文学特殊研究（一）	4
	近代文学特殊研究（二）	4
	近代文学特殊研究（三）	4
	近代文学特殊研究（四）	4
	近代文学演習（一）	4
	近代文学演習（二）	4
	近代文学演習（三）	4
	日本語学特殊研究（一）	4
	日本語学特殊研究（二）	4
	日本語学演習（一）	4

	日本語学演習（二）	4
	日本語学演習（三）	4
	（関連講義科目）	
	中国文学研究	4
	文化史研究（一）	4
	文化史研究（二）	4
	比較文学研究	4
	中国哲学研究	4
中国学専攻 （博士課程 前期課程）	（専攻科目）	
	中国哲学特殊研究（一）	4
	中国哲学特殊研究（二）	4
	中国哲学演習（一）	4
	中国哲学演習（二）	4
	中国文学特殊研究（一）	4
	中国文学特殊研究（二）	4
	中国文学演習（一）	4
	中国文学演習（二）	4
	中国史学特殊研究（一）	4
	中国史学特殊研究（二）	4
	中国史学演習（一）	4
	中国史学演習（二）	4
	（関連講義科目）	
	国文学特殊研究	4
	文化史特殊研究	4
	（外国語科目）	
	中国語	4
	英語	4
中国学専攻 （博士課程 後期課程）	（専攻科目）	
	中国哲学特殊研究（三）	4
	中国哲学特殊研究（四）	4
	中国哲学演習（三）	12
	中国哲学演習（四）	12

	中国文学特殊研究 (三)	4
	中国文学特殊研究 (四)	4
	中国文学演習 (三)	12
	中国文学演習 (四)	12
	中国史学特殊研究 (三)	4
	中国史学特殊研究 (四)	4
	中国史学演習 (三)	12
	中国史学演習 (四)	12
	(関連講義科目)	
	国文学特殊研究	4
	文化史特殊研究	4
英文学専攻 (修士課程)	(専攻科目)	
	英米文学特殊講義 (一)	4
	英米文学特殊講義 (二)	4
	英米文学特殊講義 (三)	4
	英米文学特殊講義 (四)	4
	英米文学特殊講義 (五)	4
	英米文学特殊講義 (六)	4
	英米文学演習 (一)	4
	英米文学演習 (二)	4
	英米文学演習 (三)	4
	英米文学演習 (四)	4
	英米文学演習 (五)	4
	英米文学演習 (六)	4
	英米文学演習 (七)	4
	英米文学演習 (八)	4
	英語学特殊講義 (一)	4
	英語学特殊講義 (二)	4
	英語学演習 (一)	4
	英語学演習 (二)	4
	英米文化特殊講義 (一)	4
	英米文化特殊講義 (二)	4

	英米文化演習（一）	4
	英米文化演習（二）	4
	（関連講義科目）	
	英語教育学特殊講義（一）	4
	英語教育学特殊講義（二）	4
	研究方法論	4
教育学専攻 （修士課程）	（専攻科目）	
	教育総合研究	4
	教育史特殊演習	2
	教育方法特殊演習	2
	教科教育特殊演習	2
	教科外教育特殊演習	2
	教育臨床特殊演習	2
	教育と地域特殊演習	2
	教育と身体特殊演習	2
	教育と社会特殊演習	2
	子ども福祉特殊演習	2
	教育相談特殊演習	2
	発達心理特殊演習	2
	社会心理特殊演習	2
	教育学研究指導I	4
	教育学研究指導II	4
	（関連講義科目）	
	教育史特殊講義	2
	教育方法特殊講義	2
	教科教育特殊講義	2
	教科外教育特殊講義	2
	教育臨床特殊講義	2
	教育と地域特殊講義	2
	教育と身体特殊講義	2
	教育と社会特殊講義	2
	子ども福祉特殊講義	2

	教育相談特殊講義	2
	発達心理特殊講義	2
	社会心理特殊講義	2
書道学専攻 (博士課程 前期課程)	(専攻科目)	
	中国書学演習 (一) A	2
	中国書学演習 (一) B	2
	中国書学演習 (二) A	2
	中国書学演習 (二) B	2
	日本書学演習 (一) A	2
	日本書学演習 (一) B	2
	日本書学演習 (二) A	2
	日本書学演習 (二) B	2
	中国書法演習 (一) A	2
	中国書法演習 (一) B	2
	中国書法演習 (二) A	2
	中国書法演習 (二) B	2
	日本書道演習 (一) A	2
	日本書道演習 (一) B	2
	日本書道演習 (二) A	2
	日本書道演習 (二) B	2
	書跡文化財学演習 (一) A	2
	書跡文化財学演習 (一) B	2
	書跡文化財学演習 (二) A	2
	書跡文化財学演習 (二) B	2
	中国書学・書法特殊研究 (一) A	2
	中国書学・書法特殊研究 (一) B	2
	中国書学・書法特殊研究 (二) A	2
	中国書学・書法特殊研究 (二) B	2
	日本書学・書道特殊研究 (一) A	2
	日本書学・書道特殊研究 (一) B	2
	日本書学・書道特殊研究 (二) A	2
	日本書学・書道特殊研究 (二) B	2

文化財保存学特殊研究 (一) A	2
文化財保存学特殊研究 (一) B	2
文化財保存学特殊研究 (二) A	2
文化財保存学特殊研究 (二) B	2
書写書道教育特殊研究 (一) A	2
書写書道教育特殊研究 (一) B	2
書写書道教育特殊研究 (二) A	2
書写書道教育特殊研究 (二) B	2
(関連講義科目)	
中国哲学特殊研究A	2
中国哲学特殊研究B	2
中国美学特殊研究A	2
中国美学特殊研究B	2
中国文学特殊研究A	2
中国文学特殊研究B	2
上代文学特殊研究A	2
上代文学特殊研究B	2
中古文学特殊研究A	2
中古文学特殊研究B	2
中世文学特殊研究A	2
中世文学特殊研究B	2
近世文学特殊研究A	2
近世文学特殊研究B	2
東洋文化史特殊研究A	2
東洋文化史特殊研究B	2
東洋美術史特殊研究A	2
東洋美術史特殊研究B	2
(外国語科目)	
中国語A	2
中国語B	2
英語A	2
英語B	2

書道学専攻 (博士課程 後期課程)	(専攻科目)	
	中国書学演習 (三) A	2
	中国書学演習 (三) B	2
	中国書学演習 (四) A	2
	中国書学演習 (四) B	2
	中国書学演習 (五) A	2
	中国書学演習 (五) B	2
	日本書学演習 (三) A	2
	日本書学演習 (三) B	2
	日本書学演習 (四) A	2
	日本書学演習 (四) B	2
	日本書学演習 (五) A	2
	日本書学演習 (五) B	2
	書跡文化財学演習 (三) A	2
	書跡文化財学演習 (三) B	2
	書跡文化財学演習 (四) A	2
	書跡文化財学演習 (四) B	2
	書跡文化財学演習 (五) A	2
	書跡文化財学演習 (五) B	2
	中国書学特殊研究A	2
中国書学特殊研究B	2	
日本書学特殊研究A	2	
日本書学特殊研究B	2	
書跡文化財学特殊研究A	2	
書跡文化財学特殊研究B	2	

2 履修方法

1 日本文学専攻、書道学専攻

(1) 博士課程前期課程においては、専攻科目の単位数を含め、講義16単位以上、演習12単位以上を含め、32単位以上を取得しなければならない。

ただし、外国語科目は修了要件単位に算入しない。

(2) 博士課程後期課程においては、専攻科目を含め、演習12単位以上を取得しなければならない。

(3) 指導教員が必要と認めた場合に限り、他の専攻又は他の研究科の教育課程について修得させた授業科目の単位は、所定の単位数に充当することができる。

2 中国学専攻、英文学専攻

(1) 修士課程又は博士課程前期課程においては、専攻科目の単位数を含め、講義20単位以上、演習12単位以上を取得しなければならない。

ただし、中国学専攻において外国語科目は修了要件単位に算入しない。

(2) 博士課程後期課程においては、専攻科目を含め、演習12単位以上を取得しなければならない。

(3) 指導教員が必要と認めた場合に限り、他の専攻又は他の研究科の教育課程について修得させた授業科目の単位は、所定の単位数に充当することができる。

3 教育学専攻

(1) 専攻科目は、教育総合研究、教育学研究指導I及び教育学研究指導IIの計12単位を含め、18単位以上を修得しなければならない。

(2) 講義科目は、関連講義科目より10単位以上を修得しなければならない。

(3) 指導教員が必要と認めた場合に限り、他の専攻又は他の研究科の教育課程について修得させた授業科目の単位は、その他の単位数として認定するが、課程修了要件単位数には充当しない。

別表2

経済学研究科

1 授業科目・単位数

専攻課程	授業科目	単位数
経済学専攻 (博士課程 前期課程)	研究指導科目	
	経済学研究指導 I	4
	経済学研究指導 II	4
	通訳論研究指導 I	4
	通訳論研究指導 II	4
	講義・実習科目	
	理論経済学A	4
	理論経済学B	4
	理論経済学C	4
	経済史A	4
	経済史B	4
応用経済学A	4	

	応用経済学B	4
	応用経済学C	4
	通訳論	4
	通訳実習A	2
	通訳実習B	2
	通訳実習C	2
	通訳実習D	2
	通訳実習E	2
	通訳実習F	2
	経済学特殊講義A	4
	経済学特殊講義B	4
	外国文献研究A	2
	外国文献研究B	2
	文献調査研究	2
経済学専攻 (博士課程 後期課程)	(研究指導科目)	
	経済学研究指導 I	4
	経済学研究指導 II	4
	経済学研究指導 III	4
	(関連講義科目)	
	理論経済学A	4
	理論経済学B	4
	理論経済学C	4
	経済史A	4
	経済史B	4
	応用経済学A	4
	応用経済学B	4
	応用経済学C	4
	外国文献研究	4
	経済学特殊講義A	4
	経済学特殊講義B	4

2 履修方法

- (1) 博士課程前期課程においては、研究指導科目I、IIの8単位を含め、30単位以上を

取得しなければならない。

(2) 博士課程後期課程においては、研究指導科目を含め、12単位以上を取得しなければならない。

(3) 研究指導教員が必要と認めた場合に限り、他の専攻若しくは他の研究科の教育課程について修得した授業科目の単位は、修了単位数に充当することができる。

(4) 公共政策学専修学生は、要綱に定めるところにより履修する。

別表 3

法学研究科

1 研究指導科目及び授業科目・単位数

専攻課程	授業科目	単位数
法律学専攻 (博士課程 前期課程)	(専攻科目)	
	公法特殊講義A	4
	公法特殊講義B	4
	公法特殊講義C	4
	公法特殊講義D	4
	公法演習A	4
	公法演習B	4
	公法演習C	4
	刑事法特殊講義A	4
	刑事法特殊講義B	4
	刑事法特殊講義C	4
	刑事法特殊講義D	4
	刑事法演習A	4
	刑事法演習B	4
	刑事法演習C	4
	民事法特殊講義A	4
	民事法特殊講義B	4
	民事法特殊講義C	4
	民事法特殊講義D	4
	民事法特殊講義E	4
民事法特殊講義F	4	
民事法演習A	4	

	民事法演習B	4
	民事法演習C	4
	社会法特殊講義A	4
	社会法特殊講義B	4
	社会法特殊講義C	4
	社会法特殊講義D	4
	社会法演習A	4
	社会法演習B	4
	社会法演習C	4
	国際法特殊講義A	4
	国際法特殊講義B	4
	国際法特殊講義C	4
	国際法特殊講義D	4
	国際法演習A	4
	国際法演習B	4
	国際法演習C	4
	基礎法学特殊講義A	4
	基礎法学特殊講義B	4
	基礎法学特殊講義C	4
	基礎法学特殊講義D	4
	基礎法学演習A	4
	基礎法学演習B	4
	基礎法学演習C	4
	総合演習A	4
	総合演習B	4
	(関連講義科目)	
	法制史特殊講義	4
	現代社会における法と情報特殊講義	2
法律学専攻 (博士課程 後期課程)	研究指導科目	
	公法研究指導	
	民事法研究指導	
	社会法研究指導	

	刑事法研究指導	
	國際法研究指導	
	基礎法學研究指導	
	授業科目	單位數
	公法特殊研究A	4
	公法特殊研究B	4
	公法特殊研究C	4
	民事法特殊研究A	4
	民事法特殊研究B	4
	民事法特殊研究C	4
	社會法特殊研究A	4
	社會法特殊研究B	4
	社會法特殊研究C	4
	刑事法特殊研究A	4
	刑事法特殊研究B	4
	刑事法特殊研究C	4
	國際法特殊研究A	4
	國際法特殊研究B	4
	國際法特殊研究C	4
	基礎法學特殊研究A	4
	基礎法學特殊研究B	4
	基礎法學特殊研究C	4
政治學專攻 (博士課程 前期課程)	(專攻科目)	
	政治學特殊講義	4
	政治學演習	4・8
	日本政治史特殊講義	4
	日本政治史演習	4・8
	日本政治思想史特殊講義	4
	日本政治思想史演習	4・8
	中國政治思想史特殊講義	4
	中國政治思想史演習	4・8
	西洋政治史特殊講義	4

西洋政治史演習	4・8
西洋政治思想史特殊講義	4
西洋政治思想史演習	4・8
ロシア・旧ソ連政治史特殊講義	4
ロシア・旧ソ連政治史演習	4・8
国際政治学特殊講義	4
国際政治学演習	4・8
国際関係論特殊講義	4
国際関係論演習	4・8
政治過程論特殊講義	4
政治過程論演習	4・8
行政学特殊講義	4
行政学演習	4・8
公共政策論特殊講義	4
公共政策論演習	4・8
現代地方政治特殊講義	4
現代地方政治演習	4・8
政治文化論特殊講義	4
政治文化論演習	4・8
(関連講義科目)	
現代政治論特殊講義I	4
現代政治論特殊講義II	4
現代政治論特殊講義III	4
(導入科目)	
経済学総合研究A	2
経済学総合研究B	2
政治学総合研究A	2
政治学総合研究B	2
英書講読A	2
英書講読B	2
数理解析A	2
数理解析B	2

政治学専攻 (博士課程 後期課程)	研究指導科目	
	政治学研究指導 政治過程論研究指導 日本政治史研究指導 日本政治思想史研究指導 中国政治思想史研究指導 西洋政治史研究指導 西洋政治思想史研究指導 ロシア・旧ソ連政治史研究指導 国際政治学研究指導 国際関係論研究指導 行政学研究指導 現代地方政治研究指導 公共政策論研究指導 政治文化論研究指導	
	授業科目	単位数
	政治学特殊研究 (近代国家形成の政治理論)	4
	日本政治特殊研究Ⅰ (戦前期日本の政治史)	4
	日本政治特殊研究Ⅱ (戦前期日本の政治思想)	4
	日本政治特殊研究Ⅲ (戦後期日本の政治過程)	4
	国際関係・地域研究Ⅰ (アメリカ)	4
	国際関係・地域研究Ⅱ (フランス)	4
	国際関係・地域研究Ⅲ (ロシア)	4
	国際関係・地域研究Ⅳ (中国)	4
	国際関係・地域研究Ⅴ (東南アジア)	4
	現代政治特殊研究Ⅰ (先進国の行政と官僚制)	4
	現代政治特殊研究Ⅱ (都市政治と行政)	4
	現代政治特殊研究Ⅲ (公共政策の形成と行政実態)	4
	現代政治特殊研究Ⅳ (エスニック集団と多文化共存)	4
	現代政治特殊研究Ⅴ (マス・メディアと政治)	4

2 履修方法

- (1) 法律学専攻は、博士課程前期課程において、専攻科目の単位数を含め、講義科目24単位以上、演習科目8単位以上を履修しなければならない。
- (2) 政治学専攻は、博士課程前期課程において、専攻科目の単位数を含め、講義科目20単位以上、演習科目12単位以上を履修しなければならない。ただし、副専攻科目の単位数を含めるとともに、導入科目も講義単位に含めるものとする。
- (3) 博士課程後期課程においては、専攻する研究指導科目のほか、授業科目について2科目8単位以上を修得しなければならない。
- (4) 指導教員が必要と認めた場合に限り、法学研究科の他の専攻又は本大学院の他の研究科の教育課程について修得させた授業科目の単位は、所定の単位数に充当することができる。この場合において、法学研究科の他の専攻については2科目8単位まで、本大学院の他の研究科については1科目4単位を限度とする。
- (5) 博士課程前期課程の専攻科目の演習の単位数については、当該科目を専攻科目として履修する学生にあつては、2年連年履修で8単位、関連科目として履修する学生にあつては、単年度履修で4単位とする。
- (6) 公共政策学専修学生は、要綱に定めるところにより履修する。

別表4

外国語学研究科

1 授業科目・単位数

専攻課程	授業科目	単位数
中国言語文化学専攻 (博士課程 前期課程)	(専攻科目)	
	中国言語文化学特殊研究ⅠA	2
	中国言語文化学特殊研究ⅠB	2
	中国言語文化学演習ⅠA	2
	中国言語文化学演習ⅠB	2
	中国言語文化学演習ⅠC	2
	中国言語文化学演習ⅠD	2
	中国言語文化学演習ⅠE	2
	中国言語文化学演習ⅠF	2
	中国言語文化学特殊研究ⅡA	2
	中国言語文化学特殊研究ⅡB	2
	中国言語文化学演習ⅡA	2

中国言語文化学演習ⅡB	2
中国言語文化学演習ⅡC	2
中国言語文化学演習ⅡD	2
中国言語文化学演習ⅡE	2
中国言語文化学演習ⅡF	2
中国言語文化学特殊研究ⅢA	2
中国言語文化学特殊研究ⅢB	2
中国言語文化学演習ⅢA	2
中国言語文化学演習ⅢB	2
中国言語文化学演習ⅢC	2
中国言語文化学演習ⅢD	2
中国言語文化学演習ⅢE	2
中国言語文化学演習ⅢF	2
中国言語文化学特殊研究ⅣA	2
中国言語文化学特殊研究ⅣB	2
中国言語文化学演習ⅣA	2
中国言語文化学演習ⅣB	2
中国言語文化学演習ⅣC	2
中国言語文化学演習ⅣD	2
中国言語文化学演習ⅣE	2
中国言語文化学演習ⅣF	2
(実習科目)	
中国語コミュニケーション実習ⅠA	1
中国語コミュニケーション実習ⅠB	1
中国語コミュニケーション実習ⅡA	1
中国語コミュニケーション実習ⅡB	1
中国語コミュニケーション実習ⅢA	1
中国語コミュニケーション実習ⅢB	1
中国語コミュニケーション実習ⅣA	1
中国語コミュニケーション実習ⅣB	1
中国語コミュニケーション実習ⅤA	1
中国語コミュニケーション実習ⅤB	1

	中国語コミュニケーション実習VIA	1
	中国語コミュニケーション実習VIB (共通科目)	1
	言語学特殊講義 I A	2
	言語学特殊講義 I B	2
	言語学特殊講義 II A	2
	言語学特殊講義 II B	2
	外国語教授法特殊講義A	2
	外国語教授法特殊講義B	2
	第二言語習得理論A	2
	第二言語習得理論B	2
	社会言語学特殊講義A	2
	社会言語学特殊講義B	2
	対照言語学 I (日英) A	2
	対照言語学 I (日英) B	2
	対照言語学 II (日中) A	2
	対照言語学 II (日中) B	2
	対照言語学 III (日韓) A	2
	対照言語学 III (日韓) B	2
	比較文化論特殊講義A	2
	比較文化論特殊講義B	2
	映像メディア文化論A	2
	映像メディア文化論B	2
	情報文化論A	2
	情報文化論B	2
	言語情報処理論A	2
	言語情報処理論B	2
	マルチメディア教育論A	2
	マルチメディア教育論B	2
中国言語文化学専攻 (博士課程 後期課程)	(専攻科目) 中国言語文化学特別演習 I A 中国言語文化学特別演習 I B	2 2

中国言語文化学特別演習 I C	2
中国言語文化学特別演習 I D	2
中国言語文化学特別演習 I E	2
中国言語文化学特別演習 I F	2
中国言語文化学特別演習 II A	2
中国言語文化学特別演習 II B	2
中国言語文化学特別演習 II C	2
中国言語文化学特別演習 II D	2
中国言語文化学特別演習 II E	2
中国言語文化学特別演習 II F	2
中国言語文化学特別演習 III A	2
中国言語文化学特別演習 III B	2
中国言語文化学特別演習 III C	2
中国言語文化学特別演習 III D	2
中国言語文化学特別演習 III E	2
中国言語文化学特別演習 III F	2
中国言語文化学特別演習 IV A	2
中国言語文化学特別演習 IV B	2
中国言語文化学特別演習 IV C	2
中国言語文化学特別演習 IV D	2
中国言語文化学特別演習 IV E	2
中国言語文化学特別演習 IV F	2
中国言語文化学特別演習 V A	2
中国言語文化学特別演習 V B	2
中国言語文化学特別演習 V C	2
中国言語文化学特別演習 V D	2
中国言語文化学特別演習 V E	2
中国言語文化学特別演習 V F	2
中国言語文化学特論 I A	2
中国言語文化学特論 I B	2
中国言語文化学特論 II A	2
中国言語文化学特論 II B	2

	中国言語文化学特論ⅢA	2
	中国言語文化学特論ⅢB	2
	中国言語文化学特論ⅣA	2
	中国言語文化学特論ⅣB	2
	中国言語文化学特論ⅤA	2
	中国言語文化学特論ⅤB	2
英語学専攻 (博士課程 前期課程)	(専攻科目)	
	英語学特殊研究ⅠA	2
	英語学特殊研究ⅠB	2
	英語学演習ⅠA	2
	英語学演習ⅠB	2
	英語学演習ⅠC	2
	英語学演習ⅠD	2
	英語学特殊研究ⅡA	2
	英語学特殊研究ⅡB	2
	英語学演習ⅡA	2
	英語学演習ⅡB	2
	英語学演習ⅡC	2
	英語学演習ⅡD	2
	英語学特殊研究ⅢA	2
	英語学特殊研究ⅢB	2
	英語学演習ⅢA	2
	英語学演習ⅢB	2
	英語学演習ⅢC	2
	英語学演習ⅢD	2
	英語学特殊研究ⅣA	2
	英語学特殊研究ⅣB	2
	英語学演習ⅣA	2
	英語学演習ⅣB	2
	英語学演習ⅣC	2
	英語学演習ⅣD	2
	英語学特殊研究ⅤA	2

英語学特殊研究ⅤB	2
英語教育学特殊研究ⅠA	2
英語教育学特殊研究ⅠB	2
英語教育学演習ⅠA	2
英語教育学演習ⅠB	2
英語教育学演習ⅠC	2
英語教育学演習ⅠD	2
英語教育学特殊研究ⅡA	2
英語教育学特殊研究ⅡB	2
英語教育学演習ⅡA	2
英語教育学演習ⅡB	2
英語教育学演習ⅡC	2
英語教育学演習ⅡD	2
英語教育学特殊研究ⅢA	2
英語教育学特殊研究ⅢB	2
英語教育学演習ⅢA	2
英語教育学演習ⅢB	2
英語教育学演習ⅢC	2
英語教育学演習ⅢD	2
言語文化学特殊研究ⅠA	2
言語文化学特殊研究ⅠB	2
言語文化学演習ⅠA	2
言語文化学演習ⅠB	2
言語文化学演習ⅠC	2
言語文化学演習ⅠD	2
言語文化学特殊研究ⅡA	2
言語文化学特殊研究ⅡB	2
言語文化学演習ⅡA	2
言語文化学演習ⅡB	2
言語文化学演習ⅡC	2
言語文化学演習ⅡD	2
通訳・翻訳コミュニケーション特殊研究A	2

通訳・翻訳コミュニケーション特殊研究B	2
言語文化学特殊研究ⅢA	2
言語文化学特殊研究ⅢB	2
(実習科目)	
異文化コミュニケーション実習ⅠA	1
異文化コミュニケーション実習ⅠB	1
異文化コミュニケーション実習ⅡA	1
異文化コミュニケーション実習ⅡB	1
異文化コミュニケーション実習ⅢA	1
異文化コミュニケーション実習ⅢB	1
異文化コミュニケーション実習ⅣA	1
異文化コミュニケーション実習ⅣB	1
異文化コミュニケーション実習ⅤA	1
異文化コミュニケーション実習ⅤB	1
異文化コミュニケーション実習ⅥA	1
異文化コミュニケーション実習ⅥB	1
異文化コミュニケーション実習ⅦA	1
異文化コミュニケーション実習ⅦB	1
異文化コミュニケーション実習ⅧA	1
異文化コミュニケーション実習ⅧB	1
(共通科目)	
言語学特殊講義ⅠA	2
言語学特殊講義ⅠB	2
言語学特殊講義ⅡA	2
言語学特殊講義ⅡB	2
外国語教授法特殊講義A	2
外国語教授法特殊講義B	2
第二言語習得理論A	2
第二言語習得理論B	2
社会言語学特殊講義A	2
社会言語学特殊講義B	2
対照言語学Ⅰ(日英)A	2

	対照言語学Ⅰ（日英）B	2
	対照言語学Ⅱ（日中）A	2
	対照言語学Ⅱ（日中）B	2
	対照言語学Ⅲ（日韓）A	2
	対照言語学Ⅲ（日韓）B	2
	比較文化論特殊講義A	2
	比較文化論特殊講義B	2
	映像メディア文化論A	2
	映像メディア文化論B	2
	情報文化論A	2
	情報文化論B	2
	言語情報処理論A	2
	言語情報処理論B	2
	マルチメディア教育論A	2
	マルチメディア教育論B	2
英語学専攻 （博士課程 後期課程）	（専攻科目）	
	英語学特別演習ⅠA	2
	英語学特別演習ⅠB	2
	英語学特別演習ⅠC	2
	英語学特別演習ⅠD	2
	英語学特別演習ⅠE	2
	英語学特別演習ⅠF	2
	英語学特別演習ⅡA	2
	英語学特別演習ⅡB	2
	英語学特別演習ⅡC	2
	英語学特別演習ⅡD	2
	英語学特別演習ⅡE	2
	英語学特別演習ⅡF	2
	英語学特別演習ⅢA	2
	英語学特別演習ⅢB	2
	英語学特別演習ⅢC	2
	英語学特別演習ⅢD	2

英語学特別演習ⅢE	2
英語学特別演習ⅢF	2
英語学特論ⅠA	2
英語学特論ⅠB	2
英語学特論ⅡA	2
英語学特論ⅡB	2
英語学特論ⅢA	2
英語学特論ⅢB	2
英語教育学特別演習ⅠA	2
英語教育学特別演習ⅠB	2
英語教育学特別演習ⅠC	2
英語教育学特別演習ⅠD	2
英語教育学特別演習ⅠE	2
英語教育学特別演習ⅡA	2
英語教育学特別演習ⅡB	2
英語教育学特別演習ⅡC	2
英語教育学特別演習ⅡD	2
英語教育学特別演習ⅡE	2
英語教育学特別演習ⅡF	2
言語文化学特別演習ⅠA	2
言語文化学特別演習ⅠB	2
言語文化学特別演習ⅠC	2
言語文化学特別演習ⅠD	2
言語文化学特別演習ⅠE	2
言語文化学特別演習ⅠF	2
言語文化学特別演習ⅡA	2
言語文化学特別演習ⅡB	2
言語文化学特別演習ⅡC	2
言語文化学特別演習ⅡD	2
言語文化学特別演習ⅡE	2
言語文化学特別演習ⅡF	2
英語教育学特論ⅠA	2

	英語教育学特論 I B	2
	英語教育学特論 II A	2
	英語教育学特論 II B	2
	英語教育学特論 III A	2
	英語教育学特論 III B	2
	言語文化学特論 I A	2
	言語文化学特論 I B	2
	言語文化学特論 II A	2
	言語文化学特論 II B	2
日本言語文化学専攻 (博士課程 前期課程)	(専攻科目)	
	日本言語文化学特殊研究 I A	2
	日本言語文化学特殊研究 I B	2
	日本言語文化学演習 I A	2
	日本言語文化学演習 I B	2
	日本言語文化学演習 I C	2
	日本言語文化学演習 I D	2
	日本言語文化学特殊研究 II A	2
	日本言語文化学特殊研究 II B	2
	日本言語文化学演習 II A	2
	日本言語文化学演習 II B	2
	日本言語文化学演習 II C	2
	日本言語文化学演習 II D	2
	日本言語文化学特殊研究 III A	2
	日本言語文化学特殊研究 III B	2
	日本言語文化学演習 III A	2
	日本言語文化学演習 III B	2
	日本言語文化学演習 III C	2
	日本言語文化学演習 III D	2
	日本言語文化学特殊研究 IV A	2
	日本言語文化学特殊研究 IV B	2
	日本言語文化学演習 IV A	2
	日本言語文化学演習 IV B	2

日本語文化学演習IVC	2
日本語文化学演習IVD	2
日本語文化学特殊研究VA	2
日本語文化学特殊研究VB	2
応用日本語学特殊研究IA	2
応用日本語学特殊研究IB	2
応用日本語学演習IA	2
応用日本語学演習IB	2
応用日本語学演習IC	2
応用日本語学演習ID	2
応用日本語学特殊研究IIA	2
応用日本語学特殊研究IIB	2
応用日本語学演習IIA	2
応用日本語学演習IIB	2
応用日本語学演習IIC	2
応用日本語学演習IID	2
応用日本語学特殊研究IIIA	2
応用日本語学特殊研究IIIB	2
応用日本語学演習IIIA	2
応用日本語学演習IIIB	2
応用日本語学演習IIIC	2
応用日本語学演習IIID	2
応用日本語学特殊研究IVA	2
応用日本語学特殊研究IVB	2
応用日本語学演習IVA	2
応用日本語学演習IVB	2
応用日本語学演習IVC	2
応用日本語学演習IVD	2
応用日本語学特殊研究VA	2
応用日本語学特殊研究VB	2
応用日本語学演習VA	2
応用日本語学演習VB	2

応用日本語学演習 V C	2
応用日本語学演習 V D	2
(実習科目)	
日本語文化学実習 I A	1
日本語文化学実習 I B	1
日本語文化学実習 II A	1
日本語文化学実習 II B	1
日本語文化学実習 III A	1
日本語文化学実習 III B	1
日本語文化学実習 IV A	1
日本語文化学実習 IV B	1
日本語文化学実習 V A	1
日本語文化学実習 V B	1
日本語研究基礎実習 I A	1
日本語研究基礎実習 I B	1
日本語研究基礎実習 II A	1
日本語研究基礎実習 II B	1
日本語研究基礎実習 III A	1
日本語研究基礎実習 III B	1
日本語研究基礎実習 IV A	1
日本語研究基礎実習 IV B	1
日本語研究基礎実習 V A	1
日本語研究基礎実習 V B	1
日本語論文作成実習 I A	1
日本語論文作成実習 I B	1
日本語論文作成実習 II A	1
日本語論文作成実習 II B	1
(共通科目)	
言語学特殊講義 I A	2
言語学特殊講義 I B	2
言語学特殊講義 II A	2
言語学特殊講義 II B	2

	外国語教授法特殊講義A	2
	外国語教授法特殊講義B	2
	第二言語習得理論A	2
	第二言語習得理論B	2
	社会言語学特殊講義A	2
	社会言語学特殊講義B	2
	対照言語学Ⅰ（日英）A	2
	対照言語学Ⅰ（日英）B	2
	対照言語学Ⅱ（日中）A	2
	対照言語学Ⅱ（日中）B	2
	対照言語学Ⅲ（日韓）A	2
	対照言語学Ⅲ（日韓）B	2
	比較文化論特殊講義A	2
	比較文化論特殊講義B	2
	映像メディア文化論A	2
	映像メディア文化論B	2
	情報文化論A	2
	情報文化論B	2
	言語情報処理論A	2
	言語情報処理論B	2
	マルチメディア教育論A	2
	マルチメディア教育論B	2
日本言語文化学専攻 （博士課程 後期課程）	（専攻科目）	
	日本言語文化学特別演習ⅠA	2
	日本言語文化学特別演習ⅠB	2
	日本言語文化学特別演習ⅠC	2
	日本言語文化学特別演習ⅠD	2
	日本言語文化学特別演習ⅠE	2
	日本言語文化学特別演習ⅠF	2
	日本言語文化学特別演習ⅡA	2
	日本言語文化学特別演習ⅡB	2
	日本言語文化学特別演習ⅡC	2

日本語文化学特別演習ⅡD	2
日本語文化学特別演習ⅡE	2
日本語文化学特別演習ⅡF	2
日本語文化学特論ⅠA	2
日本語文化学特論ⅠB	2
日本語文化学特論ⅡA	2
日本語文化学特論ⅡB	2
日本語文化学特論ⅢA	2
日本語文化学特論ⅢB	2
日本語文化学特論ⅣA	2
日本語文化学特論ⅣB	2
応用日本語学特別演習ⅠA	2
応用日本語学特別演習ⅠB	2
応用日本語学特別演習ⅠC	2
応用日本語学特別演習ⅠD	2
応用日本語学特別演習ⅠE	2
応用日本語学特別演習ⅠF	2
応用日本語学特別演習ⅡA	2
応用日本語学特別演習ⅡB	2
応用日本語学特別演習ⅡC	2
応用日本語学特別演習ⅡD	2
応用日本語学特別演習ⅡE	2
応用日本語学特別演習ⅡF	2
応用日本語学特別演習ⅢA	2
応用日本語学特別演習ⅢB	2
応用日本語学特別演習ⅢC	2
応用日本語学特別演習ⅢD	2
応用日本語学特別演習ⅢE	2
応用日本語学特別演習ⅢF	2
応用日本語学特別演習ⅣA	2
応用日本語学特別演習ⅣB	2
応用日本語学特別演習ⅣC	2

応用日本語学特別演習IVD	2
応用日本語学特別演習IVE	2
応用日本語学特別演習IVF	2
応用日本語学特別演習VA	2
応用日本語学特別演習VB	2
応用日本語学特別演習VC	2
応用日本語学特別演習VD	2
応用日本語学特別演習VE	2
応用日本語学特別演習VF	2
応用日本語学特論IA	2
応用日本語学特論IB	2
応用日本語学特論IIA	2
応用日本語学特論IIB	2
応用日本語学特論IIIA	2
応用日本語学特論IIIB	2
応用日本語学特論IVA	2
応用日本語学特論IVB	2
応用日本語学特論VA	2
応用日本語学特論VB	2

2 履修方法

修士課程・博士課程前期課程

- (1) 専攻科目の講義及び演習16単位、実習科目8単位、共通科目8単位以上を取得しなければならない。
- (2) 英語学専攻においては、(1)の規定にかかわらず、英語技能技術を修得及び課題研究論文をもつて学位論文に替える場合は、専攻科目及び共通科目から20単位以上、実習科目から12単位以上を取得しなければならない。
- (3) 指導教員の指導に基づき、他の専攻若しくは他の研究科若しくは本学の学部又は他大学の大学院の教育課程について修得させた授業科目の単位は、8単位以内に限り所定の単位数に充当することができる。
- (4) 実習科目単位には、現地研修によつて得られた単位を最高4単位まで含めることができる。

博士課程後期課程

1 英語学専攻及び中国言語文化学専攻

- (1) 特別演習は2年以上にわたり履修し、8単位を取得しなければならない。
- (2) 特別演習8単位及び特論8単位、計16単位以上を取得しなければならない。
- (3) 指導教員が必要と認めた場合に限り、他の専攻又は他の研究科の授業科目について取得した単位は、所定の単位数に充当することができる。

2 日本言語文化学専攻

- (1) 特別演習は3年以上にわたり履修し、12単位を取得しなければならない。
- (2) 特別演習12単位及び特論4単位、計16単位以上を取得しなければならない。
- (3) 指導教授が必要と認めた場合に限り、他の専攻又は他の研究科の授業科目について取得した単位は、所定の単位数に充当することができる。

別表5

アジア地域研究科

1 授業科目・単位数

専攻課程	授業科目	単位数
アジア地域	(専攻科目)	
研究専攻	アジア地域研究演習	8
(博士課程	アジア地域研究1	2
前期課程)	アジア地域研究2	2
	アジア地域研究3	2
	アジア地域研究4	2
	アジア地域研究5	2
	アジア地域研究6	2
	アジア地域研究7	2
	アジア地域研究8	2
	アジア地域研究9	2
	アジア地域研究10	2
	(関連科目)	
	地域研究実習1	2
	地域研究実習2	2
	地域研究実習3	2
	地域研究実習4	2
	地域調査方法論1	2

	地域調査方法論2	2
	地域調査方法論3	2
	地域調査方法論4	2
	地域研究特殊講義1	2
	地域研究特殊講義2	2
	地域研究特殊講義3	2
	地域研究特殊講義4	2
	地域研究特殊講義5	2
	地域研究特殊講義6	2
	キャリア特殊講義1	2
	キャリア特殊講義2	2
	キャリア特殊講義3	2
アジア地域 研究専攻 (博士課程 後期課程)	(研究指導科目) アジア地域研究論文作成指導 (専門講義科目) アジア地域研究Ⅰ アジア地域研究Ⅱ	4 4 4

2 履修方法

- (1) 博士課程前期課程においては、専攻科目の単位数を含め講義24単位以上、演習8単位以上を取得しなければならない。
- (2) 博士課程後期課程においては、研究指導科目4単位及び専門講義科目について地域研究8単位、計12単位以上を取得しなければならない。
- (3) 博士課程前期課程においては、指導教員の指導にもとづき、他の専攻若しくは他の研究科又は他大学の大学院の教育課程について修得させた授業科目の単位は、4単位を上限として、所定の単位数に充当することができる。
- (4) 博士課程前期課程の専攻科目の演習の単位数については、当該科目を専攻科目として履修する学生にあつては、2年連年履修で8単位とする。

別表6

経営学研究科

1 授業科目・単位数

専攻課程	授業科目	単位数
経営学専攻	(研究指導科目)	

(博士課程 前期課程)	経営学研究指導	8
	マーケティング研究指導	8
	知識・情報マネジメント研究指導	8
	会計学研究指導	8
	税法研究指導	8
	(専門講義科目)	
	企業論講義	4
	経営史講義	4
	経営管理論講義	4
	人的資源管理論講義	4
	生産管理論講義	4
	経営財務論講義	4
	国際経営論講義	4
	マーケティング講義	4
	国際マーケティング講義	4
	流通論講義	4
	経営診断論講義	4
	経営情報論講義	4
	情報ネットワーク論講義	4
	経営システム科学講義	4
	経営統計論講義	4
	財務会計論講義	4
	会計監査論講義	4
	管理会計論講義	4
	原価管理論講義	4
	経営分析論講義	4
	租税法講義	4
(基礎講義科目)		
経営学研究の基本技法	2	
経営学専攻	(研究指導科目)	
(博士課程 後期課程)	経営学研究指導	8
	マーケティング研究指導	8

知識・情報マネジメント研究指導	8
会計学研究指導	8
税法研究指導 (専門講義科目)	8
現代企業論研究	4
公益事業論研究	4
経営史研究	4
経営戦略論研究	4
経営組織論研究	4
人的資源管理論研究	4
経営財務論研究	4
国際経営論研究	4
マーケティング研究	4
国際マーケティング研究	4
流通論研究	4
経営情報論研究	4
組織情報論研究	4
情報ネットワーク論研究	4
情報セキュリティ論研究	4
経営システム科学研究	4
財務会計論研究	4
会計監査論研究	4
管理会計論研究	4
租税法研究	4

2 履修方法

- (1) 博士課程前期課程においては、専攻科目の単位数を含め、講義・実習22単位以上、演習8単位以上を取得しなければならない。
- (2) 博士課程後期課程においては、専攻科目を含め、12単位以上を取得しなければならない。
- (3) 指導教員が必要と認めた場合に限り、他の専攻又は他の研究科の教育課程について修得させた授業科目の単位は、所定の単位数に充当することができる。

別表7

スポーツ・健康科学研究科

1 授業科目・単位数

専攻課程	授業科目	単位数
スポーツ・健康科学専攻 〔修士課程〕	(共通科目)	
	スポーツ・健康科学研究法	2
	科学英語	2
	(スポーツ科学分野専攻科目)	
	スポーツ生理学特論	2
	スポーツ生理学演習	2
	スポーツバイオメカニクス特論	2
	スポーツバイオメカニクス演習	2
	スポーツ心理学特論	2
	スポーツ心理学演習	2
	スポーツ運動学特論	2
	スポーツ運動学演習	2
	体力科学特論	2
	体力科学演習	2
	スポーツ社会学特論	2
	スポーツ社会学演習	2
	ストレンクス&コンディショニング特論	2
	ストレンクス&コンディショニング演習	2
	スポーツ教育学特論	2
	スポーツ教育学演習	2
	スポーツ科学研究セミナーA	1
	スポーツ科学研究セミナーB	1
	(健康科学分野専攻科目)	
	細胞生物学特論	2
	細胞生物学演習	2
	健康スポーツ医学特論	2
健康スポーツ医学演習	2	
分子生命科学特論	2	
分子生命科学演習	2	

予防医学特論	2
予防医学演習	2
分子病理学特論	2
分子病理学演習	2
栄養生理学特論	2
栄養生理学演習	2
ウイメンズヘルス学特論	2
ウイメンズヘルス学演習	2
食と健康科学特論	2
食と健康科学演習	2
チャイルドヘルス学特論	2
チャイルドヘルス学演習	2
エイジング&ヘルス学特論	2
エイジング&ヘルス学演習	2
(スポーツ科学分野研究指導科目)	
スポーツ科学特別研究A	4
スポーツ科学特別研究B	4
(健康科学分野指導科目)	
健康医科学特別研究A	4
健康医科学特別研究B	4

2 履修方法

- (1) 「スポーツ科学分野」あるいは「健康科学分野」の2分野から1分野を専攻し、共通科目である「スポーツ・健康科学研究法」を2単位、科学英語を2単位、各専攻分野の特別研究Aと特別研究Bを8単位、専攻分野の中から特論、演習科目12単位以上取得しなければならない。
- (2) 専攻分野以外の特論及び演習科目から2単位以上を取得しなければならない。